

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 自然保護指導員規程取扱細則

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「日山協という。）の自然保護指導員規程（以下「規定」という。）に基づく自然保護指導員（以下「指導員」という）の認定及び登録手続き等を定めることを目的とする。

(推薦)

第 2 条 都道府県山岳連盟（山岳協会）（以下「所属岳連」という）会長は、規程第 2 条に定める指導員の推薦を行うとするときは、指導員認定推薦申請書（様式第 1 号）に第 6 条に定める登録料を添えて、日山協会長に提出するものとする。

(認定)

第 3 条 日山協会長は、所属県岳連会長から指導員認定推薦申請書を受理したときはその内容を審査し適格であると認められるときは、日山協常務理事会に諮り指導員に認定する。

2 前項の規程により指導員として認定したときは、その旨を規程第 3 条に定める登録証及び腕章を添えて所属岳連に通知するものとする。

3 前 2 項にかかる審査事務は、日山協自然保護委員会（以下「委員会」という。）が処理する。

(登録)

第 4 条 日山協会長は、指導員として認定したときは指導員認定台帳（様式第 2 号）に 登録番号・生年月日・氏名・性別・住所・所属団体名その他必要事項を記載するものとする。

2 登録番号は、所属岳連毎に所属岳連のコード番号及び認定順の一連番号の組み合わせとする。登録番号の設定は、委員会が担当する。

(登録更新)

第 5 条 所属岳連会長は、登録更新を要する指導員について、指導員登録更新申請書（様式第 1 号）に所定の登録更新料を添えて、期間満了前の 3 月 15 日までに日山協会長に申請するものとする。

2 登録更新の事務は、第 3 条の規定に基づき行うものとする。但し、更新者については日山協常務理事会の審議は省略できる。

3 日山協自然保護委員会は、審査の結果更新が適当でないと認められる者があったときは日山協常務理事会に諮り更新の可否を決定する。

4 更新時の登録番号は、最初の登録に用いた番号を継続使用する。ただし、指導員が所属岳連を移動したときは、この限りではない。

(登録料)

第 6 条 指導員規程第 4 条に定める新規登録料は、4,000 円とする。但し、登録料の内 500 円については、所属岳連の事務費として還付するものとする。

(登録更新料)

第7条 指導員規程第5条に定める登録更新料は、2000円とし、うち500円を取扱い事務費として所属岳連へ還付する。

第8条 紛失汚損等に伴う登録証の再発行は1,000円とする。

(規定の改廃)

第9条 この細則は、日山協理事会で改廃することができる。

付則 この細則は、平成2年7月12日から施行する。

付則 この細則は、平成11年4月1日改正。

付則 この細則は、平成17年11月14日から施行する。

付則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

付則 この細則は、平成26年5月20日から施行する。

付則 この細則は、平成29年9月14日から施行する。